

胎内市空き家等解体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、胎内市空き地、空き家等の適正管理に関する条例（平成24年条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定による助言若しくは指導又は勧告を受けた空き家等その他著しく不良であると判断された空き家の所有者等が、当該空き家等の解体及び撤去を実施する場合の負担を軽減するため、その経費の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(補助対象空き家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 個人の所有（共有の場合を含む。）であるもの
- (2) 登記（未登記の場合は、胎内市固定資産税家屋課税台帳。以下同じ。）上において居宅又は住宅と記載されているもの（当該建物と併せて同一敷地内にある付属屋を解体及び撤去する場合は、当該付属屋を含むものとする。）
- (3) 特定空き家等又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅に該当するもの
- (4) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象空き家等に係る登記上において所有者として登記されている者であること。ただし、所有者が死亡している場合は、その相続人とされる者であること。
- (2) 他の所有者又は相続人があるときは、補助対象空き家等の解体について、全ての所有者又は相続人の同意を得ていること。

- (3) 補助対象空き家等に所有権以外の権利が設定されているときは、補助対象空き家等の解体について、全ての権利者の同意を得ていること。
- (4) 同様の趣旨の他の補助制度等による補助を受けていない又は受ける見込みがないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとするもの及びその属する世帯の世帯員（以下「本人等」という。）の前年の所得金額を合計した額が別表に定める基準額を超えないこと。
- (6) 本人等が、市税等の滞納がないこと。
- (7) 本人等及びその三親等以内の親族が、胎内市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 23 号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難される関係を有すると認められる者でないこと。

（補助対象工事）

第 5 条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 補助対象空き家等を解体し、かつ、撤去する工事（付属屋のみを解体及び撤去するものを除く。）
- (2) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結して実施する工事
- (3) 補助金の交付の申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに第 11 条の規定による実績報告を行うことができる工事

（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象工事に係る工事費
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

（補助金の額等）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、100 万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象者 1 人につき同一年度において 1 回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に、規則で定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）
- (2) 補助を受けようとする補助対象空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産名寄帳）
- (3) 工事見積書（2社以上）
- (4) 補助金申請者及びその属する世帯の世帯員全員の前年の所得を証明する書類（所得証明書等）
- (5) 空き家等解体に関する同意書（所有者等用）（様式第1号）（補助金申請者のほかに所有者又は相続人がいる場合に限る。）
- (6) 空き家等解体に関する同意書（権利者用）（様式第2号）（補助対象空き家等に所有権以外の権利が設定されている場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(申請内容の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに規則で定める補助金等変更交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に申請し、承認を得なければならない。

- (1) 変更に係る事項を明らかにする書類（工事見積書等）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(中止の承認)

第10条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに胎内市空き家等解体補助対象工事中止承認申請書（様式第3号）により、市長に申請し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、補助金の交付の決定を取り消し、規則で定める補助金等交付決定取消通知書により交付決定者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに規則で定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書の写し
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事前後及び工事中の写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付要件を満たすため、建築物を故意に破損させる等の行為があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第 5 条第 3 号に規定する期限内に補助対象工事が完了しないことが明らかなき。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

世帯員数 (補助対象者を含む。)	基準額
1 人	200 万円
2 人	250 万円
3 人	300 万円
4 人	350 万円
5 人	400 万円

備考 世帯員数が 5 人を超える場合の基準額は、世帯員数 5 人の場合の基準額に 1 人増すごとに 50 万円を加算した額とする。